

[illegible]

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書の記載のしかた

この明細書は、地方税法附則第4条の5(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の規定の適用を受ける場合に使用します。この控除の適用を受ける方は、通常の医療費控除の適用を受けることができません。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

※ 表面の見出しの「令和 年度」には、市民税・県民税申告書と同じ年度を記入してください。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容

取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックしてください。

※下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

(2) 発行者名

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入してください。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 薬局などの支払先の名称

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入してください。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 医薬品の名称

購入した医薬品の名称を記入してください。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入してください。

(3) 支払った金額

医薬品の購入金額を記入してください。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入してください。

(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

生命保険契約、損害保険契約または健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入してください。

領収書の表示例

○ × 薬局

市役所店 TEL: 052-XXX-XXXX
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

■ 領収書 ■

20XX年 4月 1日 12:00

★ゼイムEX	¥1,100
ズツウヤク60	¥770
ハンドソープ	¥330
★シミンゼイ胃腸薬	¥880

小計 4点	¥3,080
合 計	¥3,080
内消費税	¥280
お預り	¥4,000
お釣り	¥920

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

領収書に控除の対象であることが記載されています。

記入例

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額
○×薬局	ゼイムEX、シミンゼイ胃腸薬	1,980
△□ドラッグストア	〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、	13,753
"	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇	

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入してください。

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入してください。

5 年間保管が必要な書類

◎ 適用を受ける年度の前年において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- ・インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書または予防接種済証
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称または「勤務先(会社等)名称」の記載が必要)
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書または結果通知表(「勤務先(会社等)名称」または「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」の記載が必要)
- ・特定健康診査の領収書または結果通知表(「特定健康診査」という名称または「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」の記載が必要)
- ・市区町村のがん検診の領収書または結果通知表

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)をご確認ください。

◎ 特定一般用医薬品等の領収書

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする場合は、必ず「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。「特定一般用医薬品等の領収書」や「健康の保持増進及び疫病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付または提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、市税事務所から提示または提出を求められる場合がありますので、上記の書類は、ご自宅等で5年間保管してください。